

行政法研修

目的： 行政活動の法的意味を理解するとともに、法の適正な運用と事務の取扱いについて学ぶ。

日時： 令和4年12月21日(水) 9:30~16:30(昼休憩1時間)

場所： 福井県自治研修所 大研修室

◎研修内容◎

1. 現代行政における「法治主義 = 法律による行政の原理」
2. 行政立法（行政による規範定位行為）
3. 行政行為（行政処分）
4. 行政裁量、行政指導
5. 自治体による代執行の限界
6. 行政手続法



<受講生の声>

- 行政処分・行政指導の類型・解釈について、判例や具体例を交えて分かりやすく学べた。
- コロナ禍での行政指導・店舗名公表がどのような仕組みと法的根拠であるのか理解できた。
- 行政手続法について基本的なところから学ぶことができ有意義であった。

◎講師紹介◎

金沢大学 人間社会研究域 法学類 准教授 長内 祐樹 氏

早稲田大学法学部卒業。

早稲田大学大学院法学研究科 博士課程単位取得満期退学。

<専門分野> 行政法、地方自治法<公職> 総務省石川行政評価事務所、行政苦情処理委員会委員(2012-2014)金沢市 政策法務専門委員(2010-2014)

※研修時間・内容・持参物は変更になる場合があります。決定通知の留意事項を確認のうえご参加ください。